第4回権利擁護専門部会

- 日時 平成27年1月15日(木) 午後3時から
- 2. 場所 千葉県教育会館 608 会議室

3. 出席者

(1)委員(19名中15名出席)

佐藤委員(部会長) 小川委員(副部会長) 五十嵐委員 稲阪委員 植野委員 大橋委員 岡本委員 酒井委員 佐久間委員 清水委員 滑川委員 橋野委員 長谷川委員 早坂委員 山田委員

(2)県

古屋課長 桜井副課長 美細津副課長 日暮障害者権利擁護推進室長原見県立施設改革班長 手塚副主幹 出口副主幹 渡邊主査 高梨主査 瀬谷主事 青木主事

4. 議題

- (1) 報告事項
 - ① 障害者虐待通報等の状況
 - ② 袖ケ浦福祉センターの見直しに関わる進捗状況について
 - ③ 障害者差別解消法に係るモデル事業
 - ④ 虐待防止アドバイザー派遣事業
 - ⑤ 平成 26 年度障害者虐待防止·権利擁護研修
 - ⑥ 広域専門指導員の活動報告

(2) 審議事項

- ① 障害者虐待事例集
- ② 第五次千葉県障害者計画
- (3) その他

5. 議事における意見及び質疑応答

(1)報告事項

① 障害者虐待通報等の状況

(部会長)

虐待が認められた件数の全体的な傾向は、全国的な傾向と大差ないということか。また、通報件数は昨年より少し多いということか。

(事務局)

虐待が認められた件数についてはそのとおりである。通報件数については去年より少し減っている。

(部会長)

袖ケ浦福祉センターの事件は、件数に反映されているのか。

(事務局)

資料1-2のうち「施設従事者等による虐待」県受付分にて虐待と認められた4件のうち養育園、更生園、アドバンスながうらの3件が反映されている。ただし、「通報・届出受付件数」については県受付分15件の中の1件としてカウントしている。これは、最初に養育園に関する通報が入り、その後の立ち入り調査で更生園、アドバンスながうらの虐待が発見されたからである。

(植野委員)

虐待通報の受付窓口は福祉事務所、労働局のどちらになっているのか。

また、私は相談業務に関わっているが、事実確認中のケースでカウントされていないものがある。事実確認中とはまだ虐待があるかどうか確定していないという意味か。

(事務局)

1点目に関して、市町村の虐待防止センターや県の権利擁護センター、労働局の窓口 に通報が入ったものをカウントしている。

2点目に関して、事実確認中のものに関しては、虐待として認められていない件数の中に入っている。事実確認が終わっていることが、虐待が認められた件数として計上される要件である。

(部会長)

別冊資料に市町村別の項目で「事実確認中」という項目があるが、資料1-1にはその項目がない。事実確認中のものについては県の資料で項目としては出していないということか。

(事務局)

そのとおりである。虐待ありの中には入っていない数字である。

(部会長)

例えば資料1-1で、「養護者による虐待」の通報・届出受付件数が87件とあるが、 うち虐待が認められた件数かつ対応中22件の中に事実確認中のものが入っていると いうことか。

(事務局)

事実確認中、対応中のものは別冊資料でいう「通報」「届出」のうち「虐待あり、支援中」を合計した形になる。

(部会長)

通報・届出受付件数87件から対応中22件と対応終結13件を引いた52件が事実確認中のものということでよろしいか。

また、虐待が認められなかったものの数字は出ているか。

(事務局)

事実確認中と、虐待と認められなかったものを合わせた数字である。 虐待が認められなかったものの件数については、別冊資料をまとめれば出る。

(部会長)

市町村別のデータと県でまとめたデータの項目が違う。県のデータの取り方は国に合わせたということか。

(事務局)

別冊資料は、県独自で例年調査を行っているものである。資料1-1については、昨年から権利擁護専門部会に提供している資料の形式である。国の調査形式に合わせたのではなく、結果的に違っていた。

(部会長)

植野委員の指摘通り、虐待の事実を確認中という数字が明確に出た方が良いと思うので、来年度から工夫して、全体の数字がわかるような集計をして頂けるとありがたい。

②袖ケ浦福祉センターの見直しに関わる進捗状況について

(長谷川委員)

職員の育成、人事配置が重要になると思う。進捗管理委員が職員と面会したのか。また、会ってみた感触はいかがか。

(部会長)

全員ではないが、職員の方にもお会いしたことがある。

(早坂委員)

モチベーションが下がり、やる気がなくなってしまうのではと、関係者は危惧していた。先日、相馬施設長ともお会いしたが、職員が辞めたいと思う状況ではないようである。職員の育成プログラムを組み、結果が出ている状況ではあるが、長年の体質があり、内部職員の力のみで変えるのは難しいので、外部の力も借りて行うべき。現在養育園にパーソナルサポーター、相談員が関わっているが、職員に対して良い刺激になっているようである。

(長谷川委員)

管理職を上位に置いたヒエラルキー型の体制も大事だとは思うが、困ったときに直接 委員会に相談できるようなホットラインがあれば、職員も安心するのではないか。

(部会長)

当初からそのようなことは考えていたが、検討しきれなかった。御意見として承る。

(佐久間委員)

施設が古く、モチベーションが下がることがあるので改修を進めていきたい。また、近いうちに刑事裁判があるので、それに対する不安が大きいようだ。理事によると、退職希望の職員はたくさんいるが、思ったほど少なかったとのこと。また、職員配置の問題に直面していて、なかなか難しく感じている。相馬理事が施設長になり、自ら率先して施設の掃除等をしているので、明るい方向に向かっていると感じている。

(稲阪委員)

職員の補充や採用について、管理運営側が行うのか、事業団に一任するのか、また職員の補充は完了しているか。

(部会長)

完了はしていないと思う。

(事務局)

退職希望者数と来年度の新規採用数を比較しても、人員の穴は埋められていない状況である。事業団内部で体制の変更や運営の工夫を検討中なので、状況を見ていくこととなるが、サービスの提供に支障が生じないような対策を一緒に考えていきたい。

(植野委員)

指定管理者制度には、リスクがあると思う。将来的に同様の事件が起こらないようにしなければならない。

(部会長)

現在指定管理を継続しているが、今の指定管理は従前のものではなく、平成29年までの応急措置としてのものになる。平成29年度にどういう制度をとるかは白紙の状態であり、現在の定義に盛られた内容が平成29年度に実現できるか注視している状態である。現在の指定管理は全てを任せるものではなく、県と事業団が一緒になって改善に向け努力しているというものであり、制度としての指定管理とは違う実態を持つ。

(大橋委員)

指定管理ではあるが、県が関与しているので、本来の指定管理とは違うという理解でよろしいか。本来の意味で言えば、指定管理者に全てを任せるのが趣旨だと思う。

(部会長)

かなり県が関与している。事業団と県が力を合わせて管理を行っている。

(大橋委員)

県が事業全体に関与しているのか、指定管理者が実施している部分に、県が監査的な立ち位置で指摘を行っているのか。

(部会長)

様々な側面があり一言では申し上げにくい。

(稲阪委員)

指定管理は通常協定に沿ったかたちで行われると思うが、今回の場合、協定変更はされたのか。また、協定の中に、県と共に行うという趣旨が盛り込まれているのか。

(事務局)

昨年度末に中間報告をいただき、それを踏まえた改訂を行っている。

協定に「県と共に」とは書いていないが、運営改善に向けた具体的な提言をいただいたので、協定の中に盛り込んでいる。

(小川委員)

資料2-4の評価欄に数字の1とあるが、どういう意味か。

(事務局)

基準があり、0から3までの数字で評価している。数字が大きいほど目標の達成度が高い。1は、最低ではないが決して高くはない数字である。

③障害者差別解消法に係るモデル事業

(橋野委員)

千葉県のみ、県と市のセットでモデル事業を受けている。本来の目的である県と市の連携については、今後の課題になっているが、今年度実際に取り組んできた状況について、昨日浦安市から報告を行った。モデル事業のありかた検討会は、7月から年度内2回程度の開催と国から言われていたが、2回だけでは検討しきれないので、自立支援協議会を活用して、検討を進めてきた内容について報告している。自立支援協議会との連携も欠かせないと考えている。また、障害福祉部門のみならず、様々な機関で差別に関する相談を受ける事になると思うので、福祉以外の部門に協議会に参加してもらい、皆で検討していく体制を作るのが最も重要だと考える。

④虐待防止アドバイザー派遣事業

質問なし

⑤平成 26 年度障害者虐待防止·権利擁護研修

(植野委員)

公助・共助・自助という考え方があるが、研修に当てはめると公助の側面がほとんどである。自治会幹部や民生委員等を含め、市民、住民の目線で行うような共助にあたる研修はあるのか。

(事務局)

企画はないが、そのような勉強をしたい申し出があれば、アドバイザー派遣事業で講師の派遣を行うことができるので、活用してもらえればよい。

(植野委員)

個人情報などの課題もあると思うが、共助やバリア解消に係る問題についてどうしたらいいか悩んでいる。検討いただきたい。

(部会長)

現段階では養護者、施設従事者、使用者向けで研修を展開しているので、地域の自立 活動関係者を対象にしたものは念頭になかった。どの程度できるかは不明だが、来年度 に向けて検討していきたい。

(事務局)

虐待防止権利擁護研修の枠組みで開催している。民生委員については健康福祉部内の 他課が所掌しており、そちらで研修会等を開催しているので、連携を取りながら進めて いきたい。

(植野委員)

自治会、町内会についてはいかがか。

(部会長)

地域相談員を民生委員に委嘱している例もあるので、そのようなルートを通じて研修 が出来るか県に検討いただきたい。

(橋野委員)

研修は身近な地域でやるべきことだと思う。各市町村で虐待防止対策協議会があり、 講演会、研修活動を行っている。浦安市でも協議会、自治会、民生委員会、民生委員に 協力頂き、市独自に講演活動も行っている。県と市町村の役割を整理して、市町村が行 う講演会をバックアップしていただく形でいいと思う。

(岡本委員)

社会福祉協議会では、自治会や地域の方々は障害者と一緒に住んでいるという視点で、権利擁護または虐待等をテーマに勉強会を行っている。例えば、団地の中で障害者世帯が孤立した問題が顕在化したことについて、地区の自治会や民生委員、地区社会福祉協議会が連携して、権利擁護・共生社会について話し合う場を設けるなどしている。そのような活動を行っている社会福祉協議会を活用してもらえれば、条例と上手にタイアップし、身近なレベルでの共生社会の実現や権利擁護の啓発が出来ると思う。

⑥広域専門指導員の活動報告

(滑川委員)

広域専門指導員が保健所の管轄に入ったことにより、活動がしにくくなったという声がある。事務局として把握しているか。

(事務局)

直接そのような声を聞いたことがない。一方で健康福祉センターには保健師や精神の相談員など専門職が複数いて、様々な事案について相談、連携が出来る側面がある。そのような点では健康福祉センターに組み込まれたメリットがあると考えている。活動しづらくなった理由等、具体的な声を把握しているか。

(滑川委員)

例えば、地域の啓発活動において、今まで様々な地域に行けたが、今では保健所業務を手伝う場面もあり、啓発活動がしにくくなったという声を聞いた。それが相談件数の増加に繋がらないのかと思う。

(課長)

保健所で広域専門指導員が活動しにくいということだが、保健所の所長は医師のケースが多く、保健所内でも広域専門指導員の仕事は結構独立している。なかなか周囲の目が行きとどかない部分があるので、折に触れて保健所の所長にも広域専門指導員の活動について御理解頂くよう周知していくことを考えている。

(植野委員)

障害福祉課か、健康福祉センターのどちらに属するのか、広域専門指導員が悩んでいると聞いたことがある。

(部会長)

植野、滑川委員の御意見とも、広域専門指導員が2つの指揮命令系統におかれていて、 混乱しているというご指摘かと思う。事務局で調査し、御検討いただきたい。

(2)審議事項

①障害者虐待事例集

(長谷川委員)

資料 7-2、9 ページに「倫理綱領、行動規範等を定めている」という項目があるが、 県から標準の倫理綱領や行動規範を示しているのか。

(稲阪委員)

これはあくまでもチェックリストであり、各法人に倫理要綱や行動規範を定めている かどうか問うものである。行政がひな形を作っている訳ではない。

(長谷川委員)

業界がひな形を作っているのか。

また、施設はどのようにして倫理要綱、行動規範を作るのか。

(稲阪委員)

施設内で、または各法人がひな形を作る。

私の施設では、プロジェクトチームを立て、3年かけて現場や幹部の意見を反映させながら行動規範の叩き台を作成した。

(大橋委員)

私は身体の入所施設の所属だが、全身協や全社協など国の機関でモデルを作ってあり、 各施設がそれを参考に作成している。

(部会長)

県でこのモデルを作成していることはないということである。

(植野委員)

資料 7-1 に様々な事例が紹介されているが、その中から資料 1-2 にどのように事例を振り分けているのか。虐待の類型ごとに項目が分けられているが、数が多いものを選んで資料に振り分けたのか、基準を教えて頂きたい。

また、心理的虐待だけのケースがあるならば教えて頂きたい。

(部会長)

資料 1-2 の虐待の類型の件数をどのように分けたかということか。虐待防止法上の定義が 5 つあるが、その定義でぴったり類型がわかるではない。国、県のマニュアルにある事例についても、あくまで例示的なものであり、類型の明確な規定はない。事例集に上がっているものは全て虐待認定が行われているもので、何に関わる虐待であるか類型分けをしている。身体的、心理的など多数の類型を伴うケースもあるが、事例集の項目にある類型はそこから引っ張ってきている。

(植野委員)

主なものを選んでいれているということか。

(部会長)

そのとおりである。

(植野委員)

心理的虐待に関心を持っている。しかし、7-1 を見ると心理的虐待の例を探してもない。件数は少ないと思うが、心理的虐待だけのケースがあるのか。

また、心理的虐待は調べるのが難しいケースである。聴覚障害はコミュニケーション

障害であり、虐待を受けても証拠がないということがある。

(稲阪委員)

事例検討委員会で協議した際、市町村から事例をいただき、事例集に使えるか事務局が整理した。以前は資料 7-1 に載っている数より若干多かったが、最終的に同意いただけそうなものをピックアップして載せている。カテゴリごとに偏っているのは事実と思う。事例をいただく際に、こちらから指定したわけではないので、各市町村の調整は大変だったと思う。

(部会長)

心理的虐待はあっただろうが、事例集に載せるような事例が出てこなかった。

(橋野委員)

虐待の有無と類型については市町村のコアメンバー会議で決定する。メンバーの責任は大変重いと感じている。心理的虐待のみのケースは、浦安では認定している例もあるが、今日の統計を見ても虐待が認められた件数に入るかどうかは市町村によって差があるのではないかと思う。市町村として事例集を見れば、考察のポイントや対応など書いてあり勉強になるが、虐待と認定するかどうかの部分で悩んでいる市町村もあるので、心理的虐待のみのケースなどあいまいな事例についても載っているといいと思う。

浦安市では、虐待防止対策協議会の中で事例を紹介し、委員から意見を聞いたが、スタートしたばかりの頃、市で虐待と認めていなかった事例が協議会で虐待であるとの意見を受け、その後のコアメンバー会議で方針が大きく変わった経験がある。そのような経験を市町村に伝え、市町村ごとの差をなくしていくかが県の課題になるかと思う。

(大橋委員)

事例の修正について、個人情報関係の修正を求められているということか。

(部会長)

個人が特定されてしまう恐れがある。

(長谷川委員)

1つ目の事例について、年齢や性別、障害種別など基本情報では特定できないと思うが、「自分の腕を噛む」「頭を壁に叩きつける」という概要から、相当特定が可能と思う。基本情報についてはそのままの情報を使っているのか。

(稲阪委員)

変えられるところは変えている。場面設定や基本情報、関係機関も変え、ギリギリのラインでやった。

(部会長)

全部読んでも特定できないと私は思うが、事案の関係者が読むとわかってしまうようである。しかし、変えると事例として成り立たない部分もある。

(長谷川委員)

本人が読んでわかったなら特定されたことになってしまう。性別など思い切って変えてもいいのではないか。

(部会長)

担当の行政職員、支援者が困ることがあってはならない。もう一度ワーキンググループで検討したい。本日の案そのままで事例集が公表されるということはない。

(長谷川委員)

場合によっては事例を複合させ、複雑化させることにより、特定できないようにする方法もあると思うので御検討いただきたい。

(五十嵐委員)

12 ページの用語説明「キーパーソン」について「鍵を握る人物、キーマン」とあるが、わざわざ書くほどの内容なのか。むしろどのようなものがキーパーソンか知りたいのであれば、いくつか例をあげた方がよい。

また、事例集を読む人は行政関係者や支援の参考にするような人だと思う。虐待の事例集なので、被虐待者を守るという意識が根底にあると思うが、この文章の書きぶりでは、叩かれた人の痛みや屈辱が伝わらない。被虐待者からの視点で文章を書いてほしい。

(部会長)

どこまで反映できるかはわからない。市町村からのデータを基にしているので、まだ 検討しきれていないものもある。五十嵐委員の御指摘も含め、事例の訂正をしていきた い。

②第5次千葉県障害者計画

(植野委員)

障害者条例は略語的なもので、今まで他の資料でそのような記載を見たことがない。 略語的な使い方でいいのか確認したい。

意思疎通支援はコミュニケーションに関わることだが、聴覚障害者のみならず、様々な障害者においても様々な制度が必要である。もう少し組み立てなおしをお願いしたいと思う。

(部会長)

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を「障害者条例」と 略すことの根拠について。

また、意思疎通支援について、手話通訳だけに留まらない話なので、もう少し広げて記載した方が良いのではないかという意見である。

(植野委員)

平成25年3月、厚労省から地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について、県と市町村の行う事業の差異が明確でないという通達が出た。そういうものを反映している努力が見られないので、踏み込んだような書き込みをして頂きたい。

(部会長)

2点目については、知的障害の方の場合にも意思疎通支援があり得る。意思決定支援のようなものもあるが、その中に意思疎通支援があるので、それも含め記載してほしい。

(植野委員)

情報を提供するコミュニケーションの支援という言い方に違和感がある。情報だけでなくコミュニケーションや意思疎通も十分な支援が必要である。それがあった上で情報、生活など様々な生き方が網羅される。計画では、情報バリアをクリアするコミュニケーションが必要という書き方になっているので違和感がある。

(部会長)

58ページを含め、変えた方がよいのではという意見である。

(課長)

総合計画との関係もあるので出来るかどうか含め検討したい。

(部会長)

ぜひ出来る方向で検討いただきたい。

(課長)

障害者条例について、計画の中で略称として使っている。障害者差別解消法ができ、 障害者差別禁止条例としてしまうと両者を混同してしまう恐れがあるので、障害者条例 として記載した。障害者総合支援法など他の法律との関係もあると思うが、障害者差別 禁止条例という記載が計画内にはあまり見られないので、障害者条例という略称で記載 した。

(植野委員)

経緯は理解した。私自身障害者であり、障害者の条例ということで戸惑いを感じた。 障害者等条例など、幅を持たせた記載についてもう少し工夫をお願いしたい。

(部会長)

条例制定当時、略称や愛称をどうするか議論したが、決まらなかった経緯がある。事 務局で工夫して記載いただきたい。

(植野委員)

千葉県の場合、情報コミュニケーションの優れたガイドラインがあるのでもう少し前向きに考えて頂きたい。市町村ではガイドラインを知らず、生かされていないこともある。この課題について努力すると書いても同じ結果の繰り返しになると思うので、踏み込んで、どうすればよいかなど工夫の一文があればありがたい。

(事務局)

五次計画 27 ページ⑤にて、障害者条例と記載する旨が書かれている。一般的にこのような呼称が使われている前提であるが、他に良い表現があれば検討したい。

(部会長)

五次計画の中に障害者条例と標記する旨記載があるとのことだが、最後まで通読することはないので、できればわかりやすい略称があった方がよいと思う。障害者条例というと、我々はすぐこの条例が頭に浮かぶが、障害者に関する条例は他にも多々あるので、引き続きご検討頂きたい。

③その他

(橋野委員)

現場としては、虐待事例集は大変勉強になるし、今後活用できるものになると思う。この制度が始まった当初から、市町村で最も不安だったのが一時保護の施設確保についてである。市町村単位ではどうしても確保が難しい。浦安市では一年に一度あるかわからないが、緊急時にはその場で施設を探さなければならない。浦安でも事例が発生した際、職員総出で施設を探したが見つからず、県に相談しても見つからなかったことがある。研修や講演は市町村で積極的に行っていくが、市町村で出来ない部分を県に取り組んで頂きたい。